

老人保健施設みぬま 指定（介護予防）訪問リハビリテーション重要事項説明書

- ☐ （介護予防）訪問リハビリテーションサービス提供の責任者・相談窓口

電 話：０４８－２９４－９２２２

担当者：内藤 一樹

受 付：月～金曜日 ０９：００～１７：００

＊ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

- ☐ 提供できるサービスの種類と地域

施 設 名 称	老人保健施設みぬま
所 在 地	埼玉県川口市木曾呂１３４７
介護保険指定番号	介護老人保健施設 埼玉県１１５０２８００１６号
サービス提供地域	川口市 さいたま市

- ☐ 当事業所の職員体制

職種	人数	職務内容
医師	１人	利用者の病状に応じた医学的管理をおこなう。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	３人以上	通所リハビリテーション計画を作成し、作業療法その他必要なリハビリテーションを提供する。

訪問リハビリテーション管理者 内藤一樹（理学療法士）

リハビリテーション部門責任者 緑川昭司（理学療法士）

□ サービス提供体制

訪問リハビリテーションを提供する理学療法士等のうち、勤続年数が7年以上の職員を1名以上配置しております。

□ 訪問リハビリテーションの内容

ご自宅まで訪問致します。

心身機能の維持・回復を目的に、ご利用者様に適した訓練プログラムや、ご家族様への必要な助言・指導等を理学療法士等が評価・作成・実施致します。但し、サービスの提供は1日1回20分以上です。

なお、本事業の地域特性による豪雨・降雪等における基幹道路の通行規制で、移動の困難な場合、ご利用中止をお願いすることがございます。

利用日 月曜日から土曜日（祝日を含む）

（但し、12月30日から1月3日までを除く）

利用時間 午前9時00分から17時00分

ただし、サービス提供時間は、午前9時00分より移動開始、17時00分までに移動終了となる為そのサービス提供時間は、訪問リハビリテーションサービスを提供する区域によって移動時間を考慮するものとする。

□ 当事業所の訪問リハビリテーションの特徴など

- ①このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ②サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。
- ③サービスの提供にあたっては、常にあなたの病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し、適切なサービスを提供するように致します。特に、痴呆の状態にある方については、必要に応じ、その特性に対応したサービスを提供できる体制を整えます。

□ 利用料 〔お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです〕

○地域単価 5級地（埼玉県川口市） 1単位10,55円

①事業所がサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の方は実費を頂きます。

（別紙）利用料金表参照

※ 介護保険適用時の場合でも保険料の滞納などにより保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、いったん1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保健担当窓口に提出しますと差額の払い戻しを受けることができます。

□ サービスの終了方法

- ①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合、サービス終了を希望する日の1週間前迄に、お申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月前迄に、文書等にて通知致します。

③自動終了

以下の場合には、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了致します。

- ・ご利用様が、介護保険施設に入所、医療機関に入院（2ヵ月）された場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ご利用様がお亡くなり、転居等で実施範囲以外となった場合

④その他

- ・当法人が正当な理由無くサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用様、ご家族様等に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、または当事業所が破産した場合、ご利用様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することが出来ます。
- ・ご利用様のサービス利用料金の支払いが請求した月末までに行なわれず、料金を支払うよう催告した日より2週間以内に支払われない場合、ご利用様が正当な理由無くサービスの中止をしばしば繰り返した場合、またはご利用様の入院もしくは病気等により、1ヶ月以上に渡ってサービスが利用出来ない状態であることが明らかになった場合、ご利用様またはそのご家族様、事業者やサービス従業者または他のご利用者様に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させて頂く場合もございます。

□ 健康上の理由による中止

①風邪・病気・その他感染症の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。

②当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止を行うことがあります。その場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。

③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族等に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医又は歯科医師に連絡をとるなど、必要な措置を講じます。

*サービスを中止した場合、同月内であればご希望の日に振り替えることができます。

ただし、定員数分の予約が入っている日や、担当職員の業務上の都合がある場合には振り替えが出来ませんのでご了承ください。

□ 適切なサービス提供のために

事項	有 無	備考
従業員への研修の実施	有	年 2 回 研修を実施しています。
サービスマニュアルの作成	有	
その他		個人情報保護体制

□ 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援 事業者などへ連絡をいたします。

□ 相談・要望・苦情などの窓口

①訪問リハビリテーションに関する相談、要望、苦情等は、通所リハビリテーション責任者、または下記窓口までお申し出ください。

サービス相談窓口

相談内容	相談窓口及び担当者	連絡先（電話番号）
施設サービスに対する相談窓口	小野寺由美子（看護師長）	0 4 8－2 9 4－9 2 2 2
苦情・事故に関する相談窓口	小野寺由美子（看護師長）	0 4 8－2 9 4－9 2 2 2
個人情報に関する相談窓口	藤川知子（事務）	0 4 8－2 9 4－9 2 2 2
市町村相談窓口	川口市役所介護保険課	0 4 8－2 5 9－7 2 9 3
都道府県相談窓口	埼玉県の相談窓口 埼玉県国民健康保険団体連合会	0 4 8－8 2 4－2 5 6 8
協力病院	埼玉協同病院	0 5 7 0－0 0－4 7 7 1
協力歯科	生協歯科診療所	0 4 8－8 1 0－6 1 0 0

④苦情・事故の対応時の基本手順

老人保健施設みぬまは以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

- i. 苦情・事故の受付
- ii. 苦情・事故内容の確認
- iii. 苦情・事故解決責任者等への報告
- iv. 苦情・事故解決に向けた対応に関する、お客様への事前説明・同意
- v. 苦情・事故解決に向けた対応の実施
- vi. 再発防止又は改善の処置
- vii. 苦情・事故解決結果のお客様への説明・同意
- viii. 苦情・事故解決責任者等への最終報告

□ 当法人の概要

名 称 医療生協さいたま生活協同組合
 住 所 埼玉県川口市木曽呂1347
 代表者 理事長 増田剛
 電 話 048-294-6111 (代)
 FAX 048-294-1490

□ 院所・事業所数

名称・法人種別	医療生協さいたま生活協同組合	
代表者氏名	役職：理事長 増田剛	
本部所在地・電話番号	埼玉県川口市木曽呂1317 048-294-6111	
院所・事業所数	病 院	5カ所
	診 療 所	8カ所
	歯 科 診 療 所	4カ所
	介 護 老 人 保 健 施 設	2カ所
	通 所 リ ハ ビ リ	12カ所
	通 所 介 護	0カ所
	訪 問 リ ハ ビ リ	5カ所
	訪 問 看 護ステーション	14カ所
	訪 問 介 護ステーション	16カ所
	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	17カ所
	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	4カ所
	小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	7カ所
	看 護 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	4カ所
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	1カ所
	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	5カ所
	在 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー	2カ所
	夜 間 対 応 型 訪 問 介 護	4カ所
	定期巡回随時対応型訪問介護看護	12カ所

(文書改定履歴) 2022年2月16日 新規作成

2023年8月1日 改編

2025年6月25日 改編

2025年4月22日 改編